


所管部課		環境部 環境課	部長	松本 幹男		
件名		専決処分の報告について(除草作業時の物損事故)				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>令和元年8月21日(水)に発生した清水こども広場の除草作業時の物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容等】 市が管理する「清水こども広場」において、環境課職員が草刈機(ハンマーナイフ)を用いて除草作業を行っていたところ、作業中に飛散した石により、相手方の所有する乗用車の右側後方スライドドア上部のガラスを破損させたものである。 損害賠償額の決定及び和解の内容は、市が相手方に対して損害賠償金55,674円を支払うものである。 また、損害賠償金については、施設賠償責任保険から全額補填される。</p> <p>【影響及び効果】 当該事故について、相手方との和解が得られ、必要な手続きが完了する。</p>						
2. 経過(現時点に至るまでの経過)						
<p>令和元年8月21日(水) 事故発生 令和元年9月30日(水) 専決処分 令和元年9月30日(水) 示談締結</p>						
3. 留意事項(問題点等)						
4. 主管部処理案(検討結果等)						
令和元年第4回市議会定例会において報告したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。